

高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則
高速船規則検査要領

2014年 第1回 一部改正
2014年 第1回 一部改正

2014年 2月26日 規則 第8号/達 第8号
2013年 7月29日 技術委員会 審議
2013年 9月24日 理事会 承認
2014年 2月21日 国土交通大臣 認可

高速船規則

規則

2014年 第1回 一部改正

2014年 2月26日 規則 第8号

2013年 7月29日 技術委員会 審議

2013年 9月24日 理事会 承認

2014年 2月21日 国土交通大臣 認可

2014年2月26日 規則 第8号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

10 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.1 一般

2.1.2 電圧及び周波数

-1.(1)を次のように改める。

- 1. 供給電圧は、原則として、次に示す値を超えてはならない。
 - (1) 発電機，動力装置並びに固定配線される調理器及び電熱器：~~500~~1,000V
 - (2) 電灯，居室及び公室内の電熱器，その他前記以外のもの：250V
 - (3) 電気推進設備：交流 15,000V，直流 1,500V
 - (4) 鋼船規則 H 編 2.17 の規定に適合する交流発電機及び交流動力装置：交流 15,000V
(-2.から-4.は省略)

2.5 配電盤，区電盤及び分電盤

2.5.4 母線

-5.を次のように改める。

(-1.から-4.は省略)

- 5. 極性の異なる裸導電部間及び裸導電部と接地裸金属部間の裸母線の空間距離（相間，極間，導電部と大地間）は，表 10.2.2 に示す値より小であってはならない。

表 10.2.2 を次のように改める。

表 10.2.2 母線の空間距離の最小値

相間又は極間の定格電圧 (V)	裸導電部の相間又は極間 空間距離 (mm)	裸導電部と接地裸金属部間 (mm)
125 以下	13	13
125 を超え 250 以下	16 15	13
250 を超え 500 690 以下	23 20	23
690 を超え 1,000 以下	35	

附 則 (改正その 1)

1. この規則は、2014 年 2 月 26 日から施行する。

9 編 機関

1 章 通則

1.2 機関に対する一般要件

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 一般要件

(-1.から-8.は省略)

-9. 機関区域の騒音については、~~できる限り低減する措置を講じること。過剰な騒音源は、適当に遮蔽又は隔離するか、あるいはその区域が配員を必要とする場合には、騒音から逃避する場所を設けること。必要に応じて、このような区域へ入るための防音具を用意しておくこと。~~鋼船規則 D 編 1.3.6-2.の規定によらなければならない。ただし、総トン数 500 トン未満の船舶、船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶にあっては、本規定は適用しなくて差し支えない。

-10. 姿勢制御に用いられる原動機は主機に準じて取り扱う。

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2014年7月1日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2014年7月1日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2015年1月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の3%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2018年7月1日以降の引き渡しが行われる船舶

高速船規則検査要領

要
領

2014年 第1回 一部改正

2014年 2月26日 達 第8号

2013年 7月29日 技術委員会 審議

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

10 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.5 配電盤，区電盤及び分電盤

2.5.4 母線

-1. 母線及び母線と接続導体の接触面は、銀めっき、すずめっき又ははんだあげ等の方法により腐食又は酸化を防止する。

-2. 母線の電流定格は一般に表 10.2.5.4-1.により決定することができる。

-3. 規則 10 編 2.5.4-4.にいう「本会が適当と認める場合」とは、基準周囲温度 45℃における、全負荷電流を通電したときの母線及び接続導体並びにそれらの接続部の温度上昇が 45K を超える場合において、次の(1)から(5)の項目に関し、影響が無い旨を示した資料を提出し、本会の承認を得ることをいう。この場合、本会は当該温度上昇を認めることがある。

- (1) 導電材料の機械的強度
- (2) 隣接する機器への影響
- (3) 導電体に接触する絶縁材料の許容温度
- (4) 母線に接続される機器の導体温度への影響
- (5) プラグイン接続における接触子材料への影響

表 10.2.5.4-1.を次のように改める。

表 10.2.5.4-1. 母線の電流定格

	種類	電流定格	
発 電 機 用	1 台の発電機のみが母線に給電している場合	発電機定格電流の 100%以上	
	2 台以上の発電機が、その全発電機容量を母線に給電している場合	区分母線方式 (2 母線以上に分割した主母線による配電方式)	片側給電回路 (予備回路を含む) の[(大容量負荷 (バウスラスタ等) の定格電流の 100%)+(残りの給電回路の定格電流の 75%)]以上
		単一母線方式 (単一の主母線による配電方式)	[(最大容量の発電機 1 台の定格電流の 100%)+(残りの発電機定格電流の合計の 80%)]以上
給 電 用	一般給電回路の場合	給電回路 (予備回路を含む。) の定格電流の 75%以上。ただし、発電機母線の容量を超える必要はない。	
	給電回路が単一負荷 1 回路のみの場合又は連続使用される一群の機器に給電している場合	全負荷電流以上	

附 則（改正その1）

1. この達は、2014年2月26日から施行する。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.10 機関計画検査

3.10.2 機関継続検査 (CMS)

-6.を次のように改める。

-6. 確認検査

機関及び装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において、船内の保守作業として機関及び装置が-3.に定める受検計画書に従って開放され、かつ、開放点検時の記録が整備されている場合は、次に定める確認検査を行うことにより検査員立会による開放検査に代えることができる。この場合、次回の開放点検期日は開放点検日から5年とする。

(1)及び(2)は省略)

(3) 確認検査の時期

確認検査は確認検査を受けようとする機関及び装置の開放点検日以降の最初の~~から~~次回の定期的検査完了日の時期までに行われること。

附 則 (改正その2)

1. この達は、2014年2月26日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に申込みのあった検査に適用することができる。

9 編 機関

1 章 通則

1.2 機関に対する一般要件

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 一般要件

~~➡~~ 規則 9 編 1.2.1-3.にいう「航海可能な速力」とは、船舶の操船性を維持しうる速力で、かつ、相当長時間（修理のための最寄りの港に到着するのに要する時間）の航海に耐える速力であり、通常7ノット又は満載喫水状態で規則 1 編 2 章 2.1.8 に定める速力の 1/2 の速力のうち小さい方の値を標準とする。

~~2. 規則 9 編 1.2.1-9.にいう「過剰な騒音」に関連し、IMO の騒音に関する指針(Resolution A.468 (X II)) の内容を参考として以下に示す。~~

~~(1) 機関区域の騒音レベルの最大値は次のとおりとする。~~

~~継続的に人が配置される機関区域:~~

~~90dB (A)~~

~~継続的に人が配置されない機関区域:~~

~~110dB (A)~~

~~機関制御室:~~

~~75dB (A)~~

~~工作室:~~

~~85dB (A)~~

~~その他の作業場所:~~

~~90dB (A)~~

~~(2) 騒音レベルの高い区域で作業を行う場合、騒音レベルと騒音暴露時間（人が騒音にさらされる時間）は図 9.1.2.1-1.による。なお、図中の領域(A)から(F)は次の内容を意味する。~~

~~領域(A): 耳栓と耳覆を両方用いても、作業してはならない領域~~

~~領域(B): 臨時の場合のみ、耳栓と耳覆を両方用いて作業することができる領域~~

~~領域(C): 臨時の場合のみ、耳栓又は耳覆を用いて作業することができる領域~~

~~領域(D): 耳覆を用いて、日常的な作業ができる領域~~

~~領域(E): 耳栓を用いて、日常的な作業ができる領域~~

~~領域(F): 防音具なしに作業ができる領域~~

~~(3) オーバーオール及び各周波数における防音具の減音量は、表 9.1.2.1-1.及び表 9.1.2.1-2.による。~~

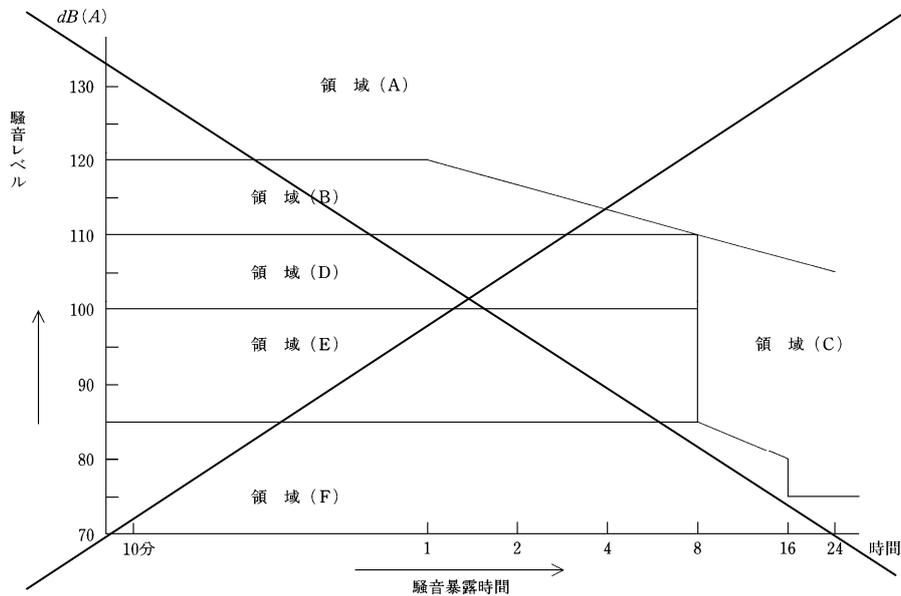
表 9.1.2.1-1 防音具により得られるオーバーオールでの減音量

防音具の種類	減音量 (dB(A))
耳栓	20
耳覆	30
耳栓及び耳覆	35

表 9.1.2.1-2 防音具により得られる各周波数における減音量

防音具の種類	オクターブバンド中心周波数 (Hz)							
	125	250	500	1,000	2,000	3,150	4,000	6,300
耳栓	0	5	10	15	22	22	22	22
耳覆	5	12	20	30	30	30	30	30

図 9.1.2.1-1 騒音レベルと騒音暴露時間との関係



附 則 (改正その3)

1. この達は、2014年7月1日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2014年7月1日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2015年1月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の3%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2018年7月1日以降の引き渡しが行われる船舶